

金融先物取引法施行令の改正（案）の概要

【第一条の二】

金融先物債務引受業の対象となる取引として、法第二条第十二項に定める金融先物取引等及び店頭金融先物取引のほか、銀行法第十条第二項第十四号に規定する金融等デリバティブ取引を定める。

【第六条の二】

金融先物清算機関が、金融先物取引業者以外の者を相手方として行う債務引受の対象となる取引として、法第九十条の六第一項に定める金融先物取引等、店頭金融先物取引のほか、銀行法第十条第二項第十四号に規定する金融等デリバティブ取引を定める。

【その他】

その他所要の改正を行う。